

第9-11表 公的扶助制度

Table 9-11: Public assistance systems

	日本	アメリカ	イギリス
制度(根拠法)・目的	生活保護制度(生活保護法:1950年制定,最終改正2014年) 生活困窮者に対し,最低限度の生活を保障するとともに,自立を助長する。 ・財源:国(3/4)及び自治体(1/4) ・扶助の種類:生活扶助,教育扶助,住宅扶助,医療扶助,介護扶助,出産扶助,生業扶助,葬祭扶助 必要に応じて1種類以上の扶助が受けられる(1種類の扶助受給を単給,2つ以上を併給という)。医療扶助,介護扶助は現物給付で,それ以外は金銭給付が原則。	貧困家庭一時扶助(TANF) ・根拠法:社会保障法 ・管理運営主体:州 ・財源:連邦及び州の一般財源 ・対象者:未成年の児童,妊婦のいる世帯等 ・給付内容:州ごとに決定(その他の扶助) (1) 補足的保障所得(SSI) 対象:高齢者,障害者等 (2) メディケイド 対象:貧困家庭の児童,妊婦等 (3) 補助的栄養支援プログラム(SNAP,旧フードスタンプ) 所得水準が連邦の基準を下回る世帯等が対象 (4) 一般扶助 州,自治体の独自扶助(勤労所得税額控除) ・所得税額から勤労所得税額控除を差し引くとマイナス額が算出される者への税の還付(実際は給付)	所得補助 ・根拠法:社会保障拠出・給付法,社会保障管理法 ・管理運営主体:雇用年金省,財源は国の一般財源 ・対象:一人親等 ・給付内容:家族構成等を勘案 雇用・生活補助手当(所得連動) ・根拠法:2007年福祉改革法 ・管理運営主体:雇用年金省,財源は国の一般財源 ・健康上の理由により就労困難な低所得者が対象,健康状態により就労関連活動グループと要支援グループに区分(その他の扶助) (1) 住宅給付 賃貸住宅居住者に賃貸料を補助 (2) 地方税給付 地方税額を減免 ¹⁾ (3) 税額控除 就労や子供の有無により税を還付 (4) 年金クレジット 高齢者に対する最低所得保障
被保護世帯数	1,618,196世帯 (2014年12月)	貧困家庭一時扶助(TANF) 161万2千世帯(2013年度)	—
被保護者数(千人)	2,170(被保護実人員) (2014年12月)	補足的所得保障 8,363(2013年12月) メディケイド 59,100(2013年度) 貧困家庭一時扶助(TANF) 3,712(2013年度) SNAP 46,536人(2014年度)	・所得補助,雇用・生活補助手当(所得関連) 2,141 ・住宅給付 5,053 ・地方税給付 5,911 ・年金クレジット 2,505 (グレートブリテン,2012年度)
基準額(月額)	生活扶助(2014年度) (冬季加算,児童養育加算,母子加算を含む) ・1級地-1(東京都区部等)における標準3人世帯(33歳,29歳,4歳):165,840円 ・1級地-1(東京都区部等)における高齢単身世帯(68歳女):81,760円	補足的所得保障(2015年) ・1人当たり 733ドル ・夫婦当たり 1,100ドル SNAP ・1人当たり 125.35ドル(2014年)	所得補助(2014年) ・18~24歳の単身者 57.35 ・25歳以上の単身者 72.40 ・18歳以上のカップル 113.70 雇用・生活補助手当(2014年) ・就労関連活動 101.15 ・要支援 108.15 (単位はすべてポンド/週) ※ このほか,家族構成等で加算
総支給額(国及び地方)	生活保護費 3.7兆円 (2012年度)	補足的所得保障(2013年) 534億ドル メディケイド(2013年度) 連邦 2,622億ドル, 州 1,942億ドル SNAP 738億ドル(2014年度) TANF 166億ドル(2013年度)	・所得補助,雇用・生活補助手当(所得連動) 97.8億ポンド ・住宅給付 238.9億ポンド ・地方税給付 49.2億ポンド ・年金クレジット 75.1億ポンド (グレートブリテン,2012年度)

第9-11表 公的扶助制度（続き）

Table 9-11: Public assistance systems (cont.)

	ドイツ	フランス
制度(根拠法) ・目的	<p>社会扶助 (Sozialhilfe)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠法令:社会法典第XII編 ・管理運営主体:地方自治体 ・財源は自治体の一般財源(高齢期及び稼働能力減少・喪失時の基礎保障については2014年以降は連邦政府が100%負担すべく、段階的に地方公共団体に供与する連邦負担割合の引上げが行われている)。 ・制度の対象者は、就労能力のない生活困窮者(資力調査による) ・中心的な給付は生計扶助。高齢期及び稼働能力減少・喪失の場合は特定給付。このほか、健康扶助、障害者のための編入扶助、介護扶助等の特別な需要に応じての給付(特別扶助)がある。 	<p>積極的連帯所得手当(RSA)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠法令:社会福祉・家庭法典 ・管理運営主体:家族手当金庫(CAF)、農業社会共済(MSA)、県、雇用年金省 ・財源:国の一般財源 ・制度の対象者:25歳以上、もしくは1人以上の子(胎児を含む)がいる25歳未満のフランス居住者。所得のない者に対し、「最低限の生活手段を保障し、職に就くあるいは復職することを奨励し、社会参入を手助けする」制度として、RMI(社会参入最低所得手当)及びAPI(単親手当)に代わり、2009年6月1日より全国的に導入された。職に就くと手当の支給が止められたRMIに対し、RSAでは、最長で3か月間、就労所得とRSAを同時に取得できる。
被保護世帯数	—	222万9千世帯(2013年6月末現在)
被保護者数(千人)	<ul style="list-style-type: none"> ・生計扶助 332(2011年末) ・高齢期及び稼働能力減少・喪失時の基礎保障 844(2012年) ・特別扶助 373(2011年末) 	4,700(2013年6月末現在)
基準額(月額)	<ul style="list-style-type: none"> ・通常給付は失業給付II基準月額と同額。 ・他に住居費・暖房費等別途支給。 	<p>RSAの定額金</p> <p>世帯の収入、構成人数等により設定(2015年1月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身者 <ul style="list-style-type: none"> 子なし:513.88ユーロ 子1人:770.82ユーロ 子2人:924.98ユーロ 子2人目以降: <ul style="list-style-type: none"> 1人増えるごとに205.55ユーロが加算 ・カップル・夫婦 <ul style="list-style-type: none"> 子なし:770.82ユーロ 子1人:924.98ユーロ 子2人:1,079.14ユーロ 子2人目以降: <ul style="list-style-type: none"> 1人増えるごとに205.55ユーロが加算 <p>※給付額は、(定額金+世帯の就労所得の62%)—(家族手当等による世帯収入+定額の住宅援助)により計算される</p>
総支給額(国及び地方)	—	—

資料出所 厚生労働省「海外情勢報告」

日本:厚生労働省「平成26年版厚生労働白書」、同省ウェブサイト

アメリカ:保健社会福祉省(DHHS)、農務省各ウェブサイト

イギリス:Gov.ukウェブサイト

フランス:政府公共サービス及び家族手当金庫(CAF)各ウェブサイト等

(注)1) 地方税給付は2013年3月末で廃止、自治体を実施権限を移管。